

リスク管理規程

有限会社まごのて

(目的)

第1条 この規程は、有限会社まごのて（以下「会社」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、リスク及び損失の最小化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、会社に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因または原因の如何を問わず、上記の損失または不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

(具体的リスク発生時の対応)

第3条 具体的リスクの発生した場合には、これに伴い生じる会社の物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。

- 2 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに上位者に報告するとともに、その後の処理について関係者と協議を行い、上位者の指示に従う。
- 3 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係者に連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係者と協議を行い、適切にこれを処理する。
- 4 具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成、保存しなければならない。

(クレーム等への対応)

第4条 口頭または文書により取引先・顧客等からクレーム・異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

- 2 上位者は、クレーム・異議等の重要度を判断し、関係部と協議の上、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第5条 対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が具体的リスクの招くものでないことを確認しなければならない。

(緊急事態への対応)

第6条 次条に定める緊急事態が発生した場合、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第7条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、会社または役職員に急迫の事態が生じ、または生じるおそれがある場合をいう。

(1) 地震、風水害等の自然災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② 会社の活動に起因する重大な事故

③ 役職員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② 会社の法令違反およびその摘発等を前提とした官公庁による立入調査

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) その他前各号に準ずる経営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第8条 緊急事態の発生を認知した役職員は、別紙「アクシデント対応経路表」により通報しなければならない。なお、緊急性が極めて高い場合には、直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第9条 緊急事態発生時においては、次の各号に定める基本方針に従って対応する。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ・人命救助を最優先とする。
- ・必要に応じ官公署へ連絡する。
- ・災害対策の強化を図る。

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

- ・人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
- ・必要に応じ官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

② 会社の活動に起因する重大な事故

- ・顧客、関係者の安全を最優先とする。
- ・必要に応じ官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

③ 役職員に係る重大な人身事故

- ・人命救助を最優先とする。
- ・必要に応じ官公署へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・必要に応じ官公署へ連絡する。
- ・予防ならびに再発防止を図る。

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

- ・人命救助を最優先とする。
- ・不当な要求に屈せず、警察を協力して対処する。
- ・再発防止を図る。

② 会社の法令違反およびその摘発等を前提とした官公庁による立入調査

- ・真実を明らかにする。
- ・再発防止を図る。

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

- ・真実を明らかにする。
- ・必要に応じ官公署へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) その他前各号に準ずる経営上の緊急事態

- ・緊急事態に応じ上記に準じて対応する。

(報道機関への対応)

第10条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

(届出)

第11条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は社長の決裁にて行う。

附則

本規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

アクシデント対応経路表

	周知方法	アクシデント報告	アクシデント内容の調査・事実確認・アクシデント報告	対応方法検討	解決・改善	報告書作成	状況報告
代表取締役			報告受理	対応方法検討	レベル5対応 レベル4対応 説明回答	対応結果 対応説明受理 (原紙保存)	
取締役		受付受理	調査報告 報告受理	レベル4以上 レベル照合	レベル4対応 説明回答	対応結果 状況説明受理	
施設長リーダー	苦情受付提示 苦情受付箱設置	苦情受付箱確認 アクシデント受付 アクシデント報告	実態調査 アクシデント報告	レベル4以上 対応方法検討	レベル3対応 説明回答 再発防止 アフターケア	対応結果 報告書作成 報告書送信	市区町村へ報告
施設長		アクシデント受付			レベル2対応 説明回答 再発防止 アフターケア		
スタッフ	アクシデント内容 周知と、報告方法の周知	苦情受付 アクシデント報告	調査 アクシデント報告		レベル1対応 再発防止 アフターケア		
アクシデント対象者		報告	調査		対応		
必須事項	苦情受付箱の設置		アクシデント報告書		インシデント報告書	アクシデント報告書	
	苦情受付揭示	苦情受付箱1日1回確認					
備考							